

租特透明化法に基づく

## 適用額明細書の記載の手引(連結法人用)

《平成29年4月1日以後終了連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。



平成29年6月

国 税 庁